

令和元年12月11日 厚生委員会

市民生活部 子育て支援課

議案説明資料

- 1 議案第66号 田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について . . . P 1

議案第66号 田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

1 改正理由

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、本年10月から、幼児教育・保育の無償化をスタートさせ、保育所、幼稚園、認定こども園のほか、認可外保育施設などを含めた施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講じることとした。

これを受けて、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「国の基準」という。）等において、幼児教育・保育の無償化に係る規定の整備が行われた。

本市では、法に基づき、田川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号。以下「基準条例」という。）を制定しているが、その条項は、国の基準を参酌している。

このことから、国の基準改正に伴い、本市の基準条例等についても、所要の規定を整備する必要があるため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

(1) 子どものための教育・保育給付に係る用語の整理

法の一部改正により、認可外保育施設等の利用に係る給付制度として「子育てのための施設等利用給付」が創設され、当該給付については、保育所等の利用に係る給付制度である「子どものための教育・保育給付」と同様の規定が設けられた。

これに伴い、それぞれの給付に係る用語を区別するため、国の基準内で用いられていた「支給認定」、「支給認定保護者」、「支給認定子ども」などの用語が、「教育・保育給付認定」、「教育・保育給付認定保護者」、「教育・保育給付認定子ども」などに改められた。

(2) 食事の提供に要する費用の取扱いの変更

保育所等において、保護者から実費徴収できる食事の提供に要する費用は、これま

で国の基準により、3歳から小学校就学前の子ども（2号認定子ども）に対する主食の提供に要する費用とされていた。

この度、国の基準改正により、教育・保育給付認定保護者から支払を受けることができる費用に、3歳から小学校就学前の子ども（2号認定子ども）に対する副食の提供に要する費用が加えられた。ただし、一定の所得未満（世帯収入360万円未満）の世帯の子どもに対する副食の提供に要する費用は対象外とされた。

3 改正による影響及び効果

(1) 規定の整備

法改正に伴う用語の整理及び国の基準に従った条項の整理を行うことで、関係法令にのっとり規定の整備ができる。

(2) 本市における幼児教育・保育の完全無償化に与える影響

保育所等の保育料については、田川市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額を定める条例施行規則を改正し、本年4月から無償としている。

また、3歳から就学前の子どもの給食費については、本年10月から国の基準が改正されることを見込み、先の9月議会において田川市子育てのための施設等給食費補助金の予算計上を行い、補助金交付要綱を制定して対応しているため影響はない。

4 施行日

公布の日から

※ 国の基準改正に係る経過措置について

新たな国の基準が施行された令和元年10月1日から起算して1年を超えない期間内は、市町村の条例が改正されるまでの間、国の新基準を当該市町村の条例で定める基準とみなすとされている。

5 新旧対照表

別紙のとおり

◆用語の説明 （※網掛け部分は、無償化に係る法改正に伴う新用語）

用語	説明
特定教育・保育施設	市町村が施設型給付の支給対象施設として確認する教育・保育施設（保育所・幼稚園・認定こども園）、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。
特定地域型保育事業	市町村が地域型保育給付の支給対象事業として確認する地域型保育事業（事業所内保育所等）
子どものための教育・保育給付	保育所、幼稚園（新制度）、認定こども園、事業所内保育所（地域型保育事業）の利用に係る給付制度で、施設型給付と地域型保育給付がある。
（改正前：支給認定）	子どものための教育・保育給付を受けるための要件であり、1号から3号まで認定がある。
1号認定子ども	満3歳以上・教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた子ども
2号認定子ども	満3歳以上・保育の必要性ありの認定を受けた子ども
3号認定子ども	満3歳未満・保育の必要性ありの認定を受けた子ども
子育てのための施設等利用給付	幼稚園（旧制度）、認可外保育施設等の利用に係る給付制度
施設等利用給付認定	子育てのための施設等利用給付を受けるための要件であり、新1号から新3号までの認定がある。
特定子ども・子育て支援	施設等利用給付の対象となる幼稚園（旧制度）、認可外保育施設、預かり保育事業等の保育事業
新1号認定子ども	幼稚園（旧制度）を利用する、満3歳以上・教育のみ（保育の必要性なし）の認定を受けた子ども
新2号認定子ども	満3歳以上・保育の必要性ありの認定を受け、幼稚園（旧制度）と預かり保育、認可外保育施設等を利用する子ども
新3号認定子ども	満3歳未満・保育の必要性ありの認定を受け、認可外保育施設等を利用する市民税非課税世帯の子ども

○田川市特定・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例（平成26年条例第30号）

新（改正案）	旧（現行）
<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>（利用定員）</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った利用者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者の教育・保育の選択に</p>	<p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者（以下「特定教育・保育施設等」という。）は、良質かつ内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。</p> <p>[2～4 略]</p> <p>第4条 特定教育・保育施設（認定こども園及び保育所に限る。）は、その利用定員（法第27条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を20人以上とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>（内容及び手続の説明及び同意）</p> <p>第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った利用者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者の教育・保育の選択に</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>その利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>[2～6 略]</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>当該施設の利用者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>当該施設の利用者</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>	<p>資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>[2～6 略]</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第6条 特定教育・保育施設は、<u>当該施設の利用者</u>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する<u>当該施設の利用者</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子ども数の区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法（第4項において「選考方法」という。）により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>
<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>	<p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められるが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめに明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係るに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小</p>	<p>において同じ。）は、利用の申込みに係る法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども数の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するの総数が、当該特定教育・保育施設の利用定員の総数を超える場合には、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められるが優先的に利用できるよう、選考するものとする。</p> <p>4 前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめに明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設は、利用申込者に係るに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第7条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>学校就学前子どもに該当する児童・幼児及び障害児に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、児童福祉法第44条第2項第1号の提示する支給認定証（児童福祉法第44条第2項第1号）が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項第1号の提示する支給認定証（児童福祉法第44条第2項第1号）の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども、及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>（児童福祉法第44条第2項第1号の申請に係る援助）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、児童福祉法第44条第2項第1号の申請に係る援助を受けしていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>	<p>学校就学前子どもに該当する児童・幼児及び障害児に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（受給資格等の確認）</p> <p>第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、必要に応じて、児童福祉法第44条第2項第1号の提示する支給認定証（児童福祉法第44条第2項第1号）が支給認定証の交付を受けていない場合にあっては、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第7条第2項第1号の提示する支給認定証（児童福祉法第44条第2項第1号）の該当する法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子ども、及び保育必要量等を確かめるものとする。</p> <p>（児童福祉法第44条第2項第1号の申請に係る援助）</p> <p>第9条 特定教育・保育施設は、児童福祉法第44条第2項第1号の申請に係る援助を受けしていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>2 特定教育・保育施設は、変更の認定の申請が遅くとも 有効期間の満了日の30日前には行われなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、 について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、 に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条</p>	<p>2 特定教育・保育施設は、変更の認定の申請が遅くとも 有効期間の満了日の30日前には行われよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第10条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供に当たっては、の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(小学校等との連携)</p> <p>第11条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の終了に際しては、 について、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、 に係る情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、掲げる費用の支払を から受けることができる。</p> <p>[(1)、(2) 略]</p> <p>(3)</p>	<p>3 特定教育・保育施設は、前2項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、掲げる費用の額の支払を から受けることができる。</p> <p>[(1)、(2) 略]</p> <p>(3)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>当該費用に負担せしめることが適当と認められるもの</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>者に</u>交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにする</u>とともに、<u>当該金銭の支払を受ける者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育</p>	<p>(4) [略]</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、<u>当該費用に負担せしめることが適当と認められるもの</u></p> <p>5 特定教育・保育施設は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った<u>者に</u>交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定教育・保育施設は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに<u>当該金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにする</u>とともに、<u>当該金銭の支払を受ける者</u>に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。 (施設型給付費等の額に係る通知等)</p> <p>第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>に係る施設型給付費（<u>前条第2項の法定代理受領を受けた場合</u>）の支給を受けた場合は、<u>当該施設型給付費に係る施設型給付費の額を通知しな</u>ければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>当該施設型給付費の額</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>当該施設型給付費の額</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>当該施設型給付費の額</u>に係る心身の状況、</p>	<p>に係る施設型給付費（<u>前条第2項の法定代理受領を受けた場合</u>）の支給を受けた場合は、<u>当該施設型給付費に係る施設型給付費の額を通知</u>しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、前条第2項の法定代理受領を行わない特定教育・保育に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定教育・保育の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定教育・保育提供証明書を<u>当該施設型給付費の額</u>に対して交付しなければならない。</p> <p>（特定教育・保育に関する評価等）</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する<u>当該施設型給付費の額</u>その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。</p> <p>（相談及び援助）</p> <p>第17条 特定教育・保育施設は、常に<u>当該施設型給付費の額</u>に係る心身の状況、</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>身の状況、その置かれている環境等の確かな把握に努め、 に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その 他他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を 行っているときに 体調の急変が生じた場 合その他必要な場合は、速やかに当該 又は医療機関へ の連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（ に関する市への通知）</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている が偽りその他不 正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたと きは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、 掲げる施設の運営についての重 要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。</p>	<p>その置かれている環境等の確かな把握に努め、 に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その 他他の援助を行わなければならない。</p> <p>（緊急時等の対応）</p> <p>第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を 行っているときに 体調の急変が生じた場合その他 必要な場合は、速やかに当該 又は医療機関へ の連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>（ に関する市への通知）</p> <p>第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の 支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してそ の旨を市に通知しなければならない。</p> <p>（運営規程）</p> <p>第20条 特定教育・保育施設は、 掲げる施設の運営につい ての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を 定めておかなければならない。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>当該施設</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該施設の利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>当該施設</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその施設の利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設の利用者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設の利用者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域</p>	<p>第25条 特定教育・保育施設の職員は、<u>当該施設</u>に対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該施設の利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>（懲戒に係る権限の濫用禁止）</p> <p>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、<u>当該施設</u>に対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその施設の利用者の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p> <p>（秘密保持等）</p> <p>第27条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設の利用者の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た施設の利用者の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>当該事業に関する情報</u>を提供する際には、あらかじめ文書により当該事業の目的、内容、実施の時期、場所、費用等について、<u>当該事業の概要</u>を説明し、<u>当該事業の実施に必要とする個人情報の取扱い</u>について説明し、同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>当該子どもに関する個人情報</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する個人情報</u>その他の当該施設が保有する個人情報について、<u>当該施設が保有する個人情報の取扱い</u>について説明し、同意を得ておかなければならない。家族(以下この条において「家族」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>	<p>子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、<u>当該事業に関する情報</u>を提供する際には、あらかじめ文書により当該事業の目的、内容、実施の時期、場所、費用等について、<u>当該事業の概要</u>を説明し、<u>当該事業の実施に必要とする個人情報の取扱い</u>について説明し、同意を得ておかなければならない。</p> <p>（情報の提供等）</p> <p>第28条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育施設を利用しようとする小学校就学前子どもに係る<u>当該子どもに関する個人情報</u>が、その希望を踏まえて適切に特定教育・保育施設を選択することができるように、当該特定教育・保育施設が提供する特定教育・保育の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（苦情解決）</p> <p>第30条 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する<u>当該施設が提供する特定教育・保育の内容に関する個人情報</u>その他の当該施設が保有する個人情報について、<u>当該施設が保有する個人情報の取扱い</u>について説明し、同意を得ておかなければならない。家族(以下この条において「家族」という。)からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する 等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう 努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しく は特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に 応じ、及び 等からの苦情に関して市が行う 調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該 指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、 定める措置を講じなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、 に対する特定教育・保育の 提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する 等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう 努めなければならない。</p> <p>4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関し、法第 14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の 物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しく は特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に 応じ、及び 等からの苦情に関して市が行う調査に協力 するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助 言に従って必要な改善を行わなければならない。</p> <p>5 [略]</p> <p>(事故発生の防止及び発生時の対応)</p> <p>第32条 特定教育・保育施設は、事故の発生又はその再発を防止する ため、 定める措置を講じなければならない。</p> <p>[(1)～(3) 略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、 に対する特定教育・保育の 提供により事故が発生した場合は、速やかに市、当該</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(3) <u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>〔(4)、(5) 略〕</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>	<p>の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。</u></p> <p>（記録の整備）</p> <p>第34条 [略]</p> <p>2 特定教育・保育施設は、<u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(3) <u>教育・保育の提供に関する</u> 掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>〔(4)、(5) 略〕</p> <p>（特別利用保育の基準）</p> <p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。<u>第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども</u>において同じ。）が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>する。………に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>い。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………の総数が、第4条第2項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を………を含むものとして、………（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………」とあるものとする。</p>	<p>に対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………の数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、………（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………」とあるのは「法第19条第1項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する………」とあるものとする。</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>第37条 特定地域型保育事業 利用定員 (法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始の際</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業 利用定員 (法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。 1人以上5人以下とし、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。)及び小規模保育事業B型(同省令第31条に規定する小規模保育事業B型をいう。)にあっては 6人以上19人以下とし、小規模保育事業C型(同省令第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。)にあっては 6人以上10人以下とし、居宅訪問型保育事業にあっては 1人とする。</p> <p>2 [略]</p> <p>(内容及び手続の説明及び同意)</p> <p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始の際</p>
<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始の際</p>	<p>第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始の際</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類の名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<small>（略）</small>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している</p> <p>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの数に比べて超過する場合は、法第20条第4項の規定による認定については、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度が高いと認められる必要がある場合、優先的に利用できるように、選考するものとする。</p>	<p>しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類の名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、その他の利用申込者の保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（正当な理由のない提供拒否の禁止等）</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、<small>（略）</small>から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している</p> <p>の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの数に比べて超過する場合は、法第20条第4項の規定に基づき、保育の必要の程度が高いと認められる必要がある場合、優先的に利用できるように、選考するものとする。</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>先的に利用できるよう、選考するものとする。</p>	
<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>選考方法</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>利用申込者</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育事業者</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>特定地域型保育事業者</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定</p>	<p>3 前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ<u>選考方法</u>に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>利用申込者</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p> <p>第40条 [略]</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>特定地域型保育事業者</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>（心身の状況等の把握）</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>特定地域型保育事業者</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>い。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育所に、当該保育所に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた保育所（事業所内保育事業を利用する保育所）であっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該保育所に係る希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け</p>	<p>教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>（特定教育・保育施設等との連携）</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業者を行う者を除く。この項において同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力をを行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている保育所に、当該保育所に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた保育所（事業所内保育事業を利用する保育所）であっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該保育所に係る希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>[2～3 略]</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>当該連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、当該連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条 <u>特定地域型保育事業者は、当該連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p>	<p>入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>[2～3 略]</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、<u>当該連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、当該連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</u></p> <p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第43条</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>2</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を</p> <p>から受けることができる。</p>	<p>2</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を</p> <p>から受けることができる。</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、掲げる費用の額の支払を <u>受けることができる</u> から受けることができる。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>負担せられるもの</u> に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った <u>事業者に対して</u> に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに <u>支払を求めるときに</u> に金銭の支払を求めるときに書面によつて明らかにするものと、 <u>支払を求めるときに</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、掲げる費用の額の支払を <u>受けることができる</u> から受けることができる。</p> <p>〔(1)～(3) 略〕</p> <p>(4) 前三号に掲げるもののほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であつて、<u>負担せられるもの</u> に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った <u>事業者に対して</u> に対し交付しなければならぬ。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の規定による金銭の支払を求めるときは、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに <u>支払を求めるときに</u> に金銭の支払を求めるときに書面によつて明らかにするものと、 <u>支払を求めるときに</u> に対して説明を行い、文書による同意を得なければならぬ。ただし、第4項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営について、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>〔(6)～(11) 略〕</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営について、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、当該特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 〔略〕</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。</p> <p>〔(1)～(4) 略〕</p> <p>(5) 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営について、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>〔(6)～(11) 略〕</p> <p>(勤務体制の確保等)</p> <p>第47条 特定地域型保育事業者は、掲げる事業の運営について、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならぬ。ただし、当該特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 〔略〕</p> <p>(記録の整備)</p> <p>第49条 〔略〕</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>2 特定地域型保育事業者は、掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[(4)、(5) 略]</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 [略]</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p> <p>[(4)、(5) 略]</p> <p>(準用)</p> <p>第50条 [略]</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している児童の数（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童の数）（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童の数）</p>	<p>(特別利用地域型保育の基準)</p> <p>第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童の数及び特定地域型保育事業所を現に利用している児童の数（次条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合に、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する児童の数）</p>

新（改正案）	旧（現行）
<p> 第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 </p> <p> 3 第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 </p>	<p> 前子どもにも該当する 含む。）の総数が、第三十七条第二項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 </p> <p> 3 </p>

新（改正案）	旧（現行）
<p>利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する の 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する （前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には 特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3</p>	<p>型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する の 数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する （前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には 特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する を含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p> <p>3</p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p> <small>（特定保育所に関する特例）</small> <small>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「<small>（特定保育所に関する特例）</small>」と、同条第2項中「<small>（特定保育所に関する特例）</small>」と、</small></p>	<p> <small>（特定保育所に関する特例）</small> <small>第2条 特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。以下同じ。）が特定教育・保育を提供する場合には、当分の間、第13条第1項中「<small>（特定保育所に関する特例）</small>」と、同条第2項中「<small>（特定保育所に関する特例）</small>」と、</small></p>

新 (改正案)	旧 (現行)
<p> <small>児童・生徒の教育に必要となる特定教育・保育の提供を、又は受けようとしたとき」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</small> </p> <p>2 [略]</p>	<p> <small>」と、同条第3項中「額の支払を」とあるのは「額の支払を、市の同意を得て、」と、第19条中「施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたとき」とあるのは「法附則第6条第1項の規定による委託費の支払の対象となる特定教育・保育の提供を受け、又は受けようとしたとき」とし、第6条及び第7条の規定は適用しない。</small> </p> <p>2 [略]</p>

新 (改正案)	旧 (現行)

新 (改正案)	旧 (現行)
<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して一定の日を超えて経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>第5条 特定地域型保育事業者は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができず、この条例の施行の日から起算して一定の日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>